

消費者庁より食品表示基準のQ&Aが改訂された旨連絡がありましたのでお知らせします。

消費者庁ウェブサイト

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/)

よろしくお願いいたします。



消食表第72号

平成31年3月1日

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

消費者庁食品表示企画課長

(公印省略)

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の施行から約3年が経過し、経過措置期間の終了が近づいている中、事業者、地方公共団体等からの問合せ等を受け、食品表示基準における解釈で運用を変更する必要があると判断した点、明確化すべきと判断した点等について、別紙新旧対照表のとおり本Q&Aを改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

また、併せて、食品表示制度の周知についても、経過措置期間の終了が近づいていることから、より一層きめ細やかな周知活動に御協力願います。



(別紙)

食品表示基準Q & A (新旧対照表)

| 改正後 (新)                                                                                                                                   | 改正前 (旧)                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食品表示基準Q & A (平成27年 3 月30日消食表第140号)                                                                                                        | 食品表示基準Q & A (平成27年 3 月30日消食表第140号)                                                                   |
| 目次                                                                                                                                        | 目次                                                                                                   |
| はじめに～ (加工－106) (略)                                                                                                                        | はじめに～ (加工－106) (略)                                                                                   |
| <u>(加工－107) 1 個の重量に多少のバラツキがある食品について、食品単位当たりを「1 個 (△g) 当たり」と表示する場合、栄養成分表示の枠外に食品単位の重量がばらつく旨の補足を追記することは可能ですか。</u>                            | <u>(新設)</u>                                                                                          |
| (加工－ <u>108</u> ) ～ (加工－ <u>171</u> )                                                                                                     | (加工－ <u>107</u> ) ～ (加工－ <u>170</u> )                                                                |
| <u>(加工－172) 小規模の事業者が消費者に販売する食品は、栄養表示をしようとする場合を除き、栄養成分の量及び熱量の表示を省略することができますが、小規模の事業者が製造し、小規模でない事業者が販売する場合も、栄養成分の量及び熱量の表示を省略することができますか。</u> | <u>(新設)</u>                                                                                          |
| <u>(加工－173) 小規模の事業者が製造し、小規模でない事業者が販売する際、小規模でない事業者が栄養成分の量及び熱量の表示を追記した場合、栄養成分の量及び熱量の表示を追記した者の氏名又は名称及び住所を表示する必要がありますか。</u>                   | <u>(新設)</u>                                                                                          |
| (加工－ <u>174</u> ) ～ (加工－ <u>207</u> ) (略)                                                                                                 | (加工－ <u>171</u> ) ～ (加工－ <u>204</u> ) (略)                                                            |
| (加工－ <u>208</u> ) 「特色のある原材料」に該当するとされた (加工－ <u>207</u> ) の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。                                      | (加工－ <u>205</u> ) 「特色のある原材料」に該当するとされた (加工－ <u>204</u> ) の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。 |
| (加工－ <u>209</u> ) ～ (加工－ <u>294</u> ) (略)                                                                                                 | (加工－ <u>206</u> ) ～ (加工－ <u>291</u> ) (略)                                                            |
| (加工－ <u>295</u> ) 業者間取引における原材料名や添加物の表示は、原材料や添加物の重量の割合が高い順に書く必要があるのですか。<br>また、原材料や添加物の配合割合を表示する必要はあるのですか。                                  | (加工－ <u>292</u> ) 業者間取引における原材料名の表示は、原材料の重量の割合が高い順に書く必要があるのですか。<br>また、原材料の配合割合を表示する必要はあるのですか。         |
| (加工－ <u>296</u> ) ～ (加工－ <u>313</u> ) (略)                                                                                                 | (加工－ <u>293</u> ) ～ (加工－ <u>310</u> ) (略)                                                            |

|                                                                                                           |                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| (生鮮－１)～(生鮮－29) (略)                                                                                        | (生鮮－１)～(生鮮－29) (略)                                        |
| <u>(生鮮－30) 国内の２箇所以上の養殖場で養殖した水産物の原産地として地域名を表示する場合について、どのように表示すればよいですか。</u>                                 | <u>(新設)</u>                                               |
| (生鮮－ <u>31</u> )～(生鮮－ <u>64</u> ) (略)                                                                     | (生鮮－ <u>30</u> )～(生鮮－ <u>63</u> ) (略)                     |
| (添加物－１)～(附則－４) (略)                                                                                        | (添加物－１)～(附則－４) (略)                                        |
| 別添 製造所固有記号・別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン<br>(略)                                                               | 別添 製造所固有記号・別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン<br>(略)               |
| 別添 アレルゲンを含む食品に関する表示<br>(A－１)～(D－18) (略)                                                                   | 別添 アレルゲンを含む食品に関する表示<br>(A－１)～(D－18) (略)                   |
| (D－19) 陸封性又はさく河性のにじますを海で養殖した場合も表示の対象になるのでしょうか。                                                            | (D－19) 陸封性又はさく河性のにじますを海で養殖した場合も表示 <u>義務</u> の対象になるのでしょうか。 |
| (E－１)～(I－８) (略)                                                                                           | (E－１)～(I－８) (略)                                           |
| 別添 遺伝子組換え食品に関する事項<br>(GM－１)～(GM－43) (略)                                                                   | 別添 遺伝子組換え食品に関する事項<br>(GM－１)～(GM－43) (略)                   |
| <u>(GM－44) 食品製造業者は分別生産流通管理証明書をいつまでに入手する必要がありますか。</u>                                                      | <u>(新設)</u>                                               |
| <u>(GM－45) 分別生産流通管理証明書は、電子媒体で取り扱ってもよいですか。</u>                                                             | <u>(新設)</u>                                               |
| <u>(GM－46) 港湾サイロの日本国内流通時段階において、輸入業者が保税倉庫や港湾サイロでの保管を倉庫業者に委託している場合、保管時の分別生産流通管理を行った旨の証明は、輸入業者が行うのでしょうか。</u> | <u>(新設)</u>                                               |
| (GM－ <u>47</u> )～(GM－ <u>57</u> ) (略)                                                                     | (GM－ <u>44</u> )～(GM－ <u>54</u> ) (略)                     |
| 別添 原料原産地表示(別表15の１～６)<br>(全般－１)～(全般－６) (略)                                                                 | 別添 原料原産地表示(別表15の１～６)<br>(全般－１)～(全般－６) (略)                 |
| (全般－７) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地                                                                       | (全般－７) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地                       |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>表示は必要ですか。((加工－<u>195</u>)と同じ。)</p> <p>(全般－8)～(問9－5)</p> <p><u>(問9－6) こんにゃく生芋とこんにゃく粉を両方使用して製造した場合、原料原産地表示はどのように行えばよいですか。</u></p> <p>(問10－1)～(表示方法－10)</p> <p>別添 新たな原料原産地表示制度～別添 玄米及び精米に関する事項 (略)</p> <p>はじめに～(加工－89) (略)</p> <div> <p>(加工－90)「添加物は一切使用していません」、「無添加」など表示をすることはできますか。</p> <p>(答)</p> <p>1 通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。</p> <p><u>なお、加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。</u></p> <p>また、「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(加工－91)～(加工－103) (略)</p> <div> <p>(加工－104) 事業者が栄養表示を行う際に使用できる食品の栄養成分が掲載されたデータベースには、どのようなものがありますか。</p> <p>(答)</p> <p>最新の日本食品標準成分表や、別添の食品の栄養成分データベース構築ガイドライン等に基づき業界団体等が作成したもの等が考えられます。</p> <p><u>なお、日本食品標準成分表は、近年は5年おきに策定されていますが、次期改訂版公表までの各年に、その時点で日本食品標準成分表への収載を決定した食品について、日本食品標準成分表の追補が公表されています。</u></p> <p><u>このように、データベースの値に改訂があった場合、直ちに現在の表示を変更する必要はありませんが、容器包装の切替時等に最新のデータベースの値に更新する等、定期的に表示値を見直すことが望ましいです。</u></p> </div> </div> | <p>表示は必要ですか。((加工－<u>192</u>)と同じ。)</p> <p>(全般－8)～(問9－5)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(問10－1)～(表示方法－10)</p> <p>別添 新たな原料原産地表示制度～別添 玄米及び精米に関する事項 (略)</p> <p>はじめに～(加工－89) (略)</p> <div> <p>(加工－90)「添加物は一切使用していません」、「無添加」など表示をすることはできますか。</p> <p>(答)</p> <p>1 通常同種の製品が一般的に添加物が使用されているものであって、当該製品について添加物を使用していない場合に、添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。</p> <p><u>ただし、加工助剤やキャリーオーバー等のように食品表示基準第3条第1項の表の添加物の項の規定により表示が免除される</u>添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。</p> <p>また、「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましいと考えます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(加工－91)～(加工－103) (略)</p> <div> <p>(加工－104) 事業者が栄養表示を行う際に使用できる食品の栄養成分が掲載されたデータベースには、どのようなものがありますか。</p> <p>(答)</p> <p>最新の日本食品標準成分表や、別添の食品の栄養成分データベース構築ガイドライン等に基づき業界団体等が作成したもの等が考えられます。</p> </div> </div> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(加工－105)・(加工－106) (略)

(加工－107) 1個の重量に多少のバラツキがある食品について、食品単位当たりを「1個(△g)当たり」と表示する場合、栄養成分表示の枠外に食品単位の重量がばらつく旨の補足を追記することは可能ですか。

(答)

栄養成分表示の枠外に食品単位の補足事項を任意で追記することは可能です。

【表示例】

「1個の重量にばらつきがありますが、表示値は△gの場合の値です。」

「1個の重量は、〇～〇gです。」等

(加工－108)～(加工－114) (略)

(加工－115) プライベートブランド商品など、販売者が表示内容について責任を持つ商品について、販売者の委託により商品を製造している事業者名を併せて表示したい場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

1 販売者の企画に基づき食品を製造した工場を表示したい場合は、販売者が表示に責任を持つことが明確となるように、(加工－257)の①のアのように、製造者は別記様式1の枠外に表示してください。

2 (略)

(加工－116)～(加工－130) (略)

(加工－131)「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、他にどのような文言で表示することが可能ですか。

(答)

1 (略)

2 なお、「乳児用規格食品」や「乳児用規格」などのように、「適用」という文言が入っていないものは表示できません。(加工－132参照)

(加工－132)～(加工－148) (略)

(加工－149) G国でインドとスリランカで製造された紅茶の荒茶(インド産6割、スリランカ産4割)と少量のドライフルーツと香料を混合して日本に輸入した製品の原産国名をどのように表示したらよいでしょうか。

(加工－105)・(加工－106) (略)

(新設)

(加工－107)～(加工－113) (略)

(加工－114) プライベートブランド商品など、販売者が表示内容について責任を持つ商品について、販売者の委託により商品を製造している事業者名を併せて表示したい場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

1 販売者の企画に基づき食品を製造した工場を表示したい場合は、販売者が表示に責任を持つことが明確となるように、(加工－254)の①のアのように、製造者は別記様式1の枠外に表示してください。

2 (略)

(加工－115)～(加工－129) (略)

(加工－130)「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、他にどのような文言で表示することが可能ですか。

(答)

1 (略)

2 なお、「乳児用規格食品」や「乳児用規格」などのように、「適用」という文言が入っていないものは表示できません。(加工－131参照)

(加工－131)～(加工－147) (略)

(加工－148) G国でインドとスリランカで製造された紅茶の荒茶(インド産6割、スリランカ産4割)と少量のドライフルーツと香料を混合して日本に輸入した製品の原産国名をどのように表示したらよいでしょうか。

(答)

製品の原産国とは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和48年公正取引委員会告示第34号）において、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国」と定義されており、また、緑茶及び紅茶の原産国については、荒茶の製造国と整理されています。

今回の製品は、紅茶として製造されるものでありますが、「香り」は、紅茶の品質及び特性に重要な要素であり、そのため本製品に行われるドライフルーツや香料をブレンドし、新たな「香り」を加える行為は、その紅茶の特性に対して実質的な変更をもたらす行為に該当すると考えられ、原産国名がG国となります。

(加工－150) ～ (加工－156) (略)

(加工－157) 以下のものの原産国はどのようになりますか。

- ① 緑茶及び紅茶
- ② インスタントコーヒー
- ③ 清涼飲料・果汁飲料
- ④ 詰め合わせ商品

(答)

(削除)

① 緑茶及び紅茶は、「荒茶の製造」が行われた国が原産国としていますが、その後、複数の荒茶を混合して製造した場合には、混合して製造した国が原産国となります。

②～④ (略)

(加工－158) 加工食品を輸入し、国内で小分け包装や詰め合わせをした製品にはどのような表示が必要ですか。

(答)

単なる小分け包装や詰め合わせは、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」に該当しないため、製品輸入された製品と同様に、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が行われた国を原産国として表示する必要があります。

また、この場合、(加工－117) のように小分け包装や詰め合わせを行った業者が表示責任者となる場合は、輸入者を表示責任者として表示する必要はありま

(答)

製品の原産国とは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和48年公正取引委員会告示第34号）において、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国」と定義されており、また、緑茶及び紅茶の原産国については、荒茶の製造国と整理されています。

今回の製品は、あくまで紅茶として製造されるものであり、消費者が製品に期待する特性は紅茶としての特性と考えられ、そのため本製品に行われるドライフルーツ、香料のブレンドは、その紅茶の特性に対して実質的な変更をもたらす行為には当たらないため、本製品の原産国名は荒茶の原産国である「インド、スリランカ」と表示することとなります。

ただし、本製品に使用されるドライフルーツの量が多く、その製品の特性が必ずしも紅茶といえないようなものに変化させる場合は、原産国名がG国となることも考えられます。

(加工－149) ～ (加工－155) (略)

(加工－156) 以下のものの原産国はどのようになりますか。

- ① 緑茶及び紅茶
- ② インスタントコーヒー
- ③ 清涼飲料・果汁飲料
- ④ 詰め合わせ商品

(答)

これらのものは、公正取引委員会事務総局から「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則（昭和48年12月5日事務局長通達）をもって以下の見解が既に示されていますので、これに従ってください。

① 緑茶及び紅茶は、「荒茶の製造」が行われた国が原産国です。

②～④ (略)

(加工－157) 加工食品を輸入し、国内で小分け包装や詰め合わせをした製品にはどのような表示が必要ですか。

(答)

単なる小分け包装や詰め合わせは、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」に該当しないため、製品輸入された製品と同様に、「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が行われた国を原産国として表示する必要があります。

また、この場合、(加工－116) のように小分け包装や詰め合わせを行った業者が表示責任者となる場合は、輸入者を表示責任者として表示する必要はありま

せん。

(加工－159) ～ (加工－161) (略)

(加工－162) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を乙社が加工せずに最終包装し、丙社が表示内容を含めて責任を持ち販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

(加工－161)と同様の状況ですが、丙社が表示内容に責任を持つ旨乙社との間で合意がなされている場合には、丙社が当該表示内容に責任を持つことを前提として販売者として表示することができます。なお、この場合であっても、加工所の所在地及び加工者(乙社)の氏名又は名称の表示が必要です。

(略)

(加工－163) ～ (加工－171) (略)

(加工－172) 小規模の事業者<sup>(注)</sup>が消費者に販売する食品は、栄養表示をしようとする場合を除き、栄養成分の量及び熱量の表示を省略することができますが、小規模の事業者が製造し、小規模でない事業者が販売する場合も、栄養成分の量及び熱量の表示を省略することができますか。

(注) 小規模の事業者とは以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者
- ・ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者

(答)

小規模の事業者が製造した食品を小規模でない事業者が販売する場合は、栄養成分の量及び熱量の表示を省略することはできません。この場合、製造者(小規模の事業者)が必ず栄養成分の量及び熱量の表示を行う必要はなく、販売する者(小規模でない事業者)が表示しても差し支えありません。

(加工－173) 小規模の事業者が製造し、小規模でない事業者が販売する際、小規模でない事業者が栄養成分の量及び熱量の表示を追記した場合、栄養成分の量及び熱量の表示を追記した者の氏名又は名称及び住所を表示する必要がありますか。

(答)

小規模でない事業者が栄養成分の量及び熱量の表示を追記した場合、追記した者が追記した表示内容(栄養成分の量及び熱量の表示)の責任を負うことになります。この場合、追記した者の氏名又は名称及び住所を別記様式2又は別記様式

せん。

(加工－158) ～ (加工－160) (略)

(加工－161) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を乙社が加工せずに最終包装し、丙社が表示内容を含めて責任を持ち販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

(加工－160)と同様の状況ですが、丙社が表示内容に責任を持つ旨乙社との間で合意がなされている場合には、丙社が当該表示内容に責任を持つことを前提として販売者として表示することができます。なお、この場合であっても、加工所の所在地及び加工者(乙社)の氏名又は名称の表示が必要です。

(略)

(加工－162) ～ (加工－170) (略)

(新設)

(新設)



3の表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。

【表示例】

| 栄養成分表示<br>食品単位当たり                   |      |
|-------------------------------------|------|
| 熱量                                  | kcal |
| たんぱく質                               | g    |
| 脂質                                  | g    |
| 炭水化物                                | g    |
| 食塩相当量                               | g    |
| 栄養成分表示者：〇〇〇〇株式会社<br>東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 |      |

(加工－[174](#))～(加工－[202](#)) (略)

(加工－[203](#)) 食品表示基準第7条「特色のある原材料等に関する事項」について、本規定の目的と概要を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 表示する割合は、表示する特色のある原材料の

① 製品に占める割合

② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合

のいずれかです。どちらの割合を表示するかについては、(加工－[212](#))を参照してください。なお、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができます。

4 また、3②の割合を表示する場合には、同一の種類の原材料に占める割合である旨を表示する必要があります。具体的には(加工－[212](#))を参照してください。

5 (略)

(加工－[204](#)) 特色のある原材料の表示についての経緯を教えてください。

(答)

平成18年8月に加工食品品質表示基準は以下のように改正され、その後食品表示基準に移行されました。

特色のある原材料の表示についての見直しのポイントは以下のとおりです。

① 特色のある原材料の具体例を提示(加工－[207](#)参照)

② 割合表示の単位として「%」の他「割」も可能である旨を明確化(加工－

(加工－[171](#))～(加工－[199](#)) (略)

(加工－[200](#)) 食品表示基準第7条「特色のある原材料等に関する事項」について、本規定の目的と概要を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 表示する割合は、表示する特色のある原材料の

① 製品に占める割合

② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合

のいずれかです。どちらの割合を表示するかについては、(加工－[209](#))を参照してください。なお、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができます。

4 また、3②の割合を表示する場合には、同一の種類の原材料に占める割合である旨を表示する必要があります。具体的には(加工－[209](#))を参照してください。

5 (略)

(加工－[201](#)) 特色のある原材料の表示についての経緯を教えてください。

(答)

平成18年8月に加工食品品質表示基準は以下のように改正され、その後食品表示基準に移行されました。

特色のある原材料の表示についての見直しのポイントは以下のとおりです。

① 特色のある原材料の具体例を提示(加工－[204](#)参照)

② 割合表示の単位として「%」の他「割」も可能である旨を明確化(加工－

214参照)

- ③ やむを得ぬ事情により使用割合が変動する場合、「〇〇%以上」のような幅を持たせた表示を容認（加工－215参照）

（加工－205）～（加工－207） （略）

（加工－208）「特色のある原材料」に該当するとされた（加工－207）の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。

（略）

（加工－209）次のように表示する場合、特色のある原材料の表示に該当しますか。

- ① 「黒糖使用」
- ② 「青のりたっぷり」
- ③ 「炭焼き焙煎麦使用」
- ④ 「キリマンジャロブレンド」

（答）

1 （略）

2 問の例の場合、以下のようになります。

①～③ （略）

- ④ （加工－207）の1①～⑦に該当する原材料であっても、他法令等に基づいて表示を行う場合には特色のある原材料の規定により割合を表示する必要はありません。

「キリマンジャロ」というコーヒーの銘柄自体は（加工－207）の1⑦に該当しますが、レギュラーコーヒー又はインスタントコーヒーに対して「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」に表示方法が定められていますので、これに従って表示を行ってください。

（加工－210）・（加工－211） （略）

（加工－212）特色のある原材料の割合表示として、

- ① 製品に占める割合
  - ② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合
- のいずれを表示すればよいのですか。

（答）

1 （略）

211参照)

- ③ やむを得ぬ事情により使用割合が変動する場合、「〇〇%以上」のような幅を持たせた表示を容認（加工－212参照）

（加工－202）～（加工－204） （略）

（加工－205）「特色のある原材料」に該当するとされた（加工－204）の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えてください。

（略）

（加工－206）次のように表示する場合、特色のある原材料の表示に該当しますか。

- ① 「黒糖使用」
- ② 「青のりたっぷり」
- ③ 「炭焼き焙煎麦使用」
- ④ 「キリマンジャロブレンド」

（答）

1 （略）

2 問の例の場合、以下のようになります。

①～③ （略）

- ④ （加工－204）の1①～⑦に該当する原材料であっても、他法令等に基づいて表示を行う場合には特色のある原材料の規定により割合を表示する必要はありません。

「キリマンジャロ」というコーヒーの銘柄自体は（加工－204）の1⑦に該当しますが、レギュラーコーヒー又はインスタントコーヒーに対して「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」に表示方法が定められていますので、これに従って表示を行ってください。

（加工－207）・（加工－208） （略）

（加工－209）特色のある原材料の割合表示として、

- ① 製品に占める割合
  - ② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合
- のいずれを表示すればよいのですか。

（答）

1 （略）

2 (加工－[207](#)) に掲げた特色のある原材料の特徴から、基本的には②の考え方に基づき、同一の種類の原材料に占める割合を表示するべきと考えます。例えば、米としてコシヒカリと日本晴を使用している「炊き込みご飯のレトルトパウチ」において、コシヒカリを使用していることを表示する場合、以下の2つの方法が考えられます。

【方法1】・【方法2】 (略)

3 (略)

4 また、製品中ごく少量しか含まれていないものについて、1の②を活用して例えば次の表示例1のように、100%と割合を表示した場合、実際に製品全体の原材料として使用している割合（実際に含まれている原材料の量）と、この強調した表示から消費者が受けるイメージに大きな違いが生じる場合があると考えます。強調した表示を行う際は、表示する理由をよく考慮した上で、消費者が誤認しないように注意して次の表示例2を参考に表示してください。

- ・表示例1：「〇〇県産りんご100%使用（りんごに占める割合）」
- ・表示例2：「製品中に〇〇県産りんごを5%（〇グラム）使用」

なお、景品表示法上の考え方として、平成18年11月に公正取引委員会から「果汁・果実表示のある加工食品の表示に関する実態調査報告書」が出され、特色ある原材料として表示した割合について、何の割合であるのか明瞭に表示するとともに、実際の原材料の使用率と百分率によって表示される数値との乖離が大きい場合は、単にパーセント表示だけを行うのではなく、併せて重量を具体的に表示することが望ましいとしています。詳細は報告書を御覧ください。

報告書のURL：[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-hyoji/h18/06110801\\_files/06110801-hontai.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-hyoji/h18/06110801_files/06110801-hontai.pdf)

(加工－[213](#)) ～ (加工－[292](#)) (略)

(加工－[293](#)) 業務用加工食品の表示は、どこにすればよいのですか。

(答)

1・2 (略)

3 このように、業務用加工食品の義務表示事項を、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することも認めていますが、食品表示基準[別表第23に掲げる](#)事項にあっては、容器包装に表示する**必要があります**。

2 (加工－[204](#)) に掲げた特色のある原材料の特徴から、基本的には②の考え方に基づき、同一の種類の原材料に占める割合を表示するべきと考えます。例えば、米としてコシヒカリと日本晴を使用している「炊き込みご飯のレトルトパウチ」において、コシヒカリを使用していることを表示する場合、以下の2つの方法が考えられます。

【方法1】・【方法2】 (略)

3 (略)

4 また、製品中ごく少量しか含まれていないものについて、1の②を活用して例えば次の表示例1のように、100%と割合を表示した場合、実際に製品全体の原材料として使用している割合（実際に含まれている原材料の量）と、この強調した表示から消費者が受けるイメージに大きな違いが生じる場合があると考えます。強調した表示を行う際は、表示する理由をよく考慮した上で、消費者が誤認しないように注意して次の表示例2を参考に表示してください。

- ・表示例1：「〇〇県産りんご100%使用（りんごに占める割合）」
- ・表示例2：「製品中に〇〇県産りんごを5%（〇グラム）使用」

なお、景品表示法上の考え方として、平成18年11月に公正取引委員会から「果汁・果実表示のある加工食品の表示に関する実態調査報告書」が出され、特色ある原材料として表示した割合について、何の割合であるのか明瞭に表示するとともに、実際の原材料の使用率と百分率によって表示される数値との乖離が大きい場合は、単にパーセント表示だけを行うのではなく、併せて重量を具体的に表示することが望ましいとしています。詳細は報告書を御覧ください。

報告書のURL：<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/06.november/06110801-hontai.pdf>

(加工－[210](#)) ～ (加工－[289](#)) (略)

(加工－[290](#)) 業務用加工食品の表示は、どこにすればよいのですか。

(答)

1・2 (略)

3 このように、業務用加工食品の義務表示事項を、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することも認めていますが、食品表示基準[第13条第1項第2号で規定している](#)事項にあっては、容器包装に表示する**ことを義務付けられているため、これらに従い表示しなければなりません**。

4 なお、容器包装に入れないで販売される業務用加工食品にあっては、食品表示基準別表第23に掲げる事項であっても、送り状、納品書又は規格書等に表示しても差し支えありません。

(加工－294) (略)

(加工－295) 業者間取引における原材料名や添加物の表示は、原材料や添加物の重量の割合が高い順に書く必要があるのですか。

また、原材料や添加物の配合割合を表示する必要があるのですか。

(答)

- 1 業者間取引における原材料名や添加物の表示については、最終製品に適切に表示するための情報を伝達すればよく、必ずしも「割合が高い順」に表示する必要はなく、「割合が高い順が分かる」ように表示すれば十分と考えています。
- 2 また、原材料や添加物の配合割合は義務表示事項ではありません。ただし、中間原料の供給者は、最終製品の適正な表示に資する範囲内で、供給先の求めに応じ、原材料や添加物の情報を規格書等により正しく伝達することに努める必要があります。

3 (略)

(加工－296) 「割合が高い順が分かるよう」とは、具体的にどのように表示すればよいのですか。

(答)

- 1 例えば、原材料や添加物の配合割合を表示するなど、商品を受け取った側が原材料や添加物に占める重量の割合の高い順が分かるようになっていれば問題ありません。
- 2 なお、何も説明書きもなく、原材料名や添加物を表示する場合には、受け取る側は通常割合が高い順に表示されていると認識することから、原材料を割合が高い順に表示する必要があります。

(加工－297)

(加工－298) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

1～4 (略)

(新設)

(加工－291) (略)

(加工－292) 業者間取引における原材料名の表示は、原材料の重量の割合が高い順に書く必要があるのですか。

また、原材料の配合割合を表示する必要があるのですか。

(答)

- 1 業者間取引における原材料名の表示については、最終製品に適切に表示するためには、必ずしも「割合が高い順」に表示することが必要ではなく、「割合が高い順が分かる」ように情報を伝達すれば十分と考えています。
- 2 また、原材料の配合割合は義務表示事項ではありません。ただし、中間原料の供給者は、最終製品の適正な表示に資する範囲内で、供給先の求めに応じ、原材料の情報を規格書等により正しく伝達する必要があることはいうまでもありません。

3 (略)

(加工－293) 「割合が高い順が分かるよう」とは、具体的にどのように表示すればよいのですか。

(答)

- 1 例えば、原材料の配合割合を表示するなど、商品を受け取った側が原材料に占める重量の割合の高い順が分かるようになっていれば問題ありません。
- 2 なお、何も説明書きもなく、原材料名を表示する場合には、受け取る側は割合が高い順に記述されていると通常認識することから、原材料を割合が高い順に表示する必要があります。

(加工－294)

(加工－295) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

1～4 (略)

5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。（「食品表示基準Q&A（加工－[155](#)）及び（加工－[156](#)）」参照）

（加工－[299](#)）～（加工－[311](#)） （略）

（加工－[312](#)）業務用加工食品に栄養成分の表示をする場合は、一般用加工食品と同じように表示しなければならないのですか。

（答）

そのとおりです。詳細な表示の方法については（加工－104）から（加工－[110](#)）まで、表示の方式等については（加工－[258](#)）から（加工－[263](#)）までを御参照ください。

（加工－[313](#)） （略）

（生鮮－1）～（生鮮－26） （略）

（生鮮－27）水域名の表示の仕方につき何か決まりがあるのですか。例えば、太平洋、日本海といった表示でもよいのですか。

（答）

水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」（平成15年6月[27日付け水産庁長官通知](#)）や「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」（平成23年10月5日付け水産庁[漁政部加工流通課長通知](#)）、「東日本太平洋における生産水域名の略称の設定について」（平成23年11月14日付け水産庁[漁政部加工流通課長通知](#)）に[倣って](#)表示することが基本となります。

詳細は、以下のURLを参照願います。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/seisansuiiki.html>

なお、単なる近海、遠洋等の表示は具体的な水域名を示すものではないことから水域名としては不適切です。

（生鮮－28）・（生鮮－29） （略）

（生鮮－30）国内の2箇所以上の養殖場で養殖した水産物の原産地として地域名を表示する場合について、どのように表示すればよいですか。

（答）

1 国内で養殖した水産物の原産地については、「水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）」を表示することが必要です。

2 2箇所以上の養殖場で養殖した場合の「主たる養殖場」とは、最も養殖期間

5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。（「食品表示基準Q&A（加工－[154](#)）及び（加工－[155](#)）」参照）

（加工－[296](#)）～（加工－[308](#)） （略）

（加工－[309](#)）業務用加工食品に栄養成分の表示をする場合は、一般用加工食品と同じように表示しなければならないのですか。

（答）

そのとおりです。詳細な表示の方法については（加工－104）から（加工－[109](#)）まで、表示の方式等については（加工－[255](#)）から（加工－[260](#)）までを御参照ください。

（加工－[310](#)） （略）

（生鮮－1）～（生鮮－26） （略）

（生鮮－27）水域名の表示の仕方につき何か決まりがあるのですか。例えば、太平洋、日本海といった表示でもよいのですか。

（答）

水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」（平成15年6月[：水産物表示検討会（水産庁）](#)）や「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」（平成23年10月5日付け水産庁加工流通課長[名文書](#)）、「東日本太平洋における生産水域名の略称の設定について」（平成23年11月14日付け水産庁加工流通課長[名文書](#)）に[ならって](#)表示することが基本となります。

詳細は、以下のURLを参照願います。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/index.html>

なお、単なる近海、遠洋等の表示は具体的な水域名を示すものではないことから水域名としては不適切です。

（生鮮－28）・（生鮮－29） （略）

（新設）

の長い場所（食品表示基準第3条第2項の表の原料原産地名の項の1の一のイの（ハ））をいいますので、養殖期間が長い養殖場が属する都道府県を表示することになります。

3 ただし、A県で育成（第1段階）された種苗をB県で更に育成（第2段階）して生産物として出荷する場合で、第2段階の育成期間が第1段階より短いものの、第2段階における重量の増加が第1段階より大きい場合には、第2段階の育成によってその水産物の品質が決定されることから、第2段階の育成を行った都道府県を原産地として表示します（第1段階は種苗の育成期間であり養殖期間には含まれないものと考えます。）。

（例1：サケ・マス類の事例）

|                                                                                                                                                                 |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| A県（育成期間：12か月）                                                                                                                                                   | B県（育成期間：6か月） |
| <div style="text-align: center;">▲</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><span>（受入時重量：0.5 kg）</span><span>（出荷重量：1.5 kg）</span></div> |              |

・・・原産地「B県産」と表示する

（例2：ブリ類の事例）

|                                                                                                                                                             |              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| A県（育成期間：12か月）                                                                                                                                               | B県（育成期間：7か月） |
| <div style="text-align: center;">▲</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><span>（受入時重量：1 kg）</span><span>（出荷重量：4 kg）</span></div> |              |

・・・原産地「B県産」と表示する

4 なお、第三者が原産地を確認できるように、表示義務者においては、これらの原産地表示の根拠となる情報として、養魚履歴や入・出荷伝票など受入時重量と出荷重量が分かる何らかの根拠書類を所持しておく必要があります。

（生鮮－31）～（生鮮－64） （略）

（添加物－1）～（附則－4） （略）

別添 製造者固有記号

（固有記号－1）～（固有記号－16） （略）

（固有記号－17）食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、製造所固有記号を表示する場合に、別途次の項目のいずれかを表示する必要がありますが、具体的な表示方法を教えてください。

①～③ （略）

（答）

（生鮮－30）～（生鮮－63） （略）

（添加物－1）～（附則－4） （略）

別添 製造者固有記号

（固有記号－1）～（固有記号－16） （略）

（固有記号－17）食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、製造所固有記号を表示する場合に、別途次の項目のいずれかを表示する必要がありますが、具体的な表示方法を教えてください。

①～③ （略）

（答）

(加工-111)の表示例の「お客様ダイヤル」や「当社ウェブアドレス」がそれぞれ、質問中①や②に該当すれば、表示されているとみなされます。また、(加工-256)の①ウ又は②ウの表示例についても同様に、質問中③の表示に該当します。

なお、上記①、②については一括表示枠外に同様の内容を表示することも可能ですが、この場合、一括表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。

表示例は、以下のとおりです。

1～4 (略)

(固有記号-18)～(固有記号-44) (略)

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

(答)

製造所固有記号届出データベースで実施可能な業務は、

① 食品関連事業者に関する基本情報登録・変更

② 製造所に係る製造所固有記号届出情報の登録・変更・更新・廃止の2つです。

消費者庁における標準的な審査事務処理期間については、各々受付番号が割り振られてから、①については2～3日程度、②については2～3週間程度を要しますが、届出の混雑状況によってはこれ以上に時間を要する場合があります。そのため、届出に当たっては販売スケジュールを考慮の上、余裕をもったスケジュールで行ってください。

なお、製造が確定した製造所の届出に製造計画書（今後製造予定の製造所に関する情報を記載するもの）を添付する場合は、当庁ウェブサイトに掲載している製造計画書の様式（エクセルファイル形式）を用いてください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/unique\\_code/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/)

(固有記号-46)～(固有記号-54) (略)

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

(A-1)～(D-18) (略)

(D-19) 陸封性又はさく河性のにじますを海で養殖した場合も表示の対象になるのでしょうか。

(加工-110)の表示例の「お客様ダイヤル」や「当社ウェブアドレス」がそれぞれ、質問中①や②に該当すれば、表示されているとみなされます。また、(加工-253)の①ウ又は②ウの表示例についても同様に、質問中③の表示に該当します。

なお、上記①、②については一括表示枠外に同様の内容を表示することも可能ですが、この場合、一括表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。

表示例は、以下のとおりです。

1～4 (略)

(固有記号-18)～(固有記号-44) (略)

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

(答)

届出の申請数にもよりますが、製造所固有記号制度届出データベースにより食品関連事業者に関する基本情報の登録を行ってから、製造所に係る届出情報の登録が完了するまで、2週間程度です。

(固有記号-46)～(固有記号-54) (略)

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

(A-1)～(D-18) (略)

(D-19) 陸封性又はさく河性のにじますを海で養殖した場合も表示義務の対象になるのでしょうか。

(答)  
本来、「さけ」と「ます」は同じ魚であります、海から採れるものを表示の対象とした経緯もあり、海で養殖するのであれば表示の対象となりますので、「アレルゲンの表示として「さけ」を含む旨を表示してください」。

(E-1) ~ (G-1) (略)

(G-2) 原材料としては使用していないにも関わらず、採取方法による混獲、原材料として使用する魚がえび、かにを捕食している、原材料の加工方法等の理由から最終製品に特定原材料のえび、かにがコンタミネーションしてしまう場合にも表示が必要ですか。

(答)  
えび、かにが最終製品に必ず混入するということであれば、最終製品ではえび、かにが原材料の一部を構成していると考えられますので表示が必要です。

一方、混入する可能性が完全に否定できない場合であっても、えび、かにが原材料の一部を構成していないと判断される場合には、表示の義務はありません。

なお、魚肉すり身などには、様々な段階でえび、かにがコンタミネーションすることが考えられます。しかし、このような場合、原材料中の意図しないえび、かにの混入頻度と混入量が低いものについては、患者の食品選択の幅を過度に狭める結果になることから注意喚起表示の必要はないものと考えています。

(参考)  
しらす・ちりめんじゃこ類や形態により消化管の除去が困難な魚を原材料とする一部のすり身類等については、厚生労働省において実施した混入検査により、特定原材料であるえび、かにを含む甲殻類が混入している食品も確認されています。

混入検査の結果 → <https://doi.org/10.18891/jjfc.15.1.12>

(G-3) ~ (I-8) (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(GM-1) ~ (GM-39) (略)

(GM-40)「分別生産流通管理 (IPハンドリング)」とは、具体的にどのようなものですか。

(答)

(答)  
本来、「さけ」と「ます」は同じ魚であります、海から採れるものを表示の対象とした経緯もあり、海で養殖するのであれば表示の対象となりますので、「さけ」又は「サーモン」等の表示をしてください」。

(E-1) ~ (G-1) (略)

(G-2) 原材料としては使用していないにも関わらず、採取方法による混獲、原材料として使用する魚がえび、かにを捕食している、原材料の加工方法等の理由から最終製品に特定原材料のえび、かにがコンタミネーションしてしまう場合にも表示が必要ですか。

(答)  
えび、かにが最終製品に必ず混入するということであれば、最終製品ではえび、かにが原材料の一部を構成していると考えられますので表示が必要です。

一方、混入する可能性が完全に否定できない場合であっても、えび、かにが原材料の一部を構成していないと判断される場合には、表示の義務はありません。

なお、魚肉すり身などには、様々な段階でえび、かにがコンタミネーションすることが考えられます。しかし、このような場合、原材料中の意図しないえび、かにの混入頻度と混入量が低いものについては、患者の食品選択の幅を過度に狭める結果になることから注意喚起表示の必要はないものと考えています。

(参考)  
しらす・ちりめんじゃこ類や形態により消化管の除去が困難な魚を原材料とする一部のすり身類等については、厚生労働省において実施した混入検査により、特定原材料であるえび、かにを含む甲殻類が混入している食品も確認されています。

混入検査の結果 → <http://www.nihs.go.jp/dnfi/manuscripts/konkaku.pdf>

(G-3) ~ (I-8) (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(GM-1) ~ (GM-39) (略)

(GM-40)「分別生産流通管理 (IPハンドリング)」とは、具体的にどのようなものですか。

(答)



1～5 (略)

- ※1 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。  
(大豆及びとうもろこし並びにばれいしょ)
- ・財団法人食品産業センター  
<http://www.shokusan.or.jp/>
  - ・消費者庁  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/guideline/#guideline](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/guideline/#guideline)
  - ・農林水産省  
<http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html>

- ※2 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。  
(パパイヤ)
- ・消費者庁  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/guideline/#guideline](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/guideline/#guideline)
  - ・農林水産省  
<http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html>

(GM-41) ～ (GM-43) (略)

(GM-44) 食品製造業者は分別生産流通管理証明書をいつまでに入手する必要がありますか。

(答)

適切に分別生産流通管理された対象農産物を原材料として使用した商品を製造し、販売する場合、当該対象農産物が適切に分別生産流通管理されたものかどうか確認した上で使用しなければ、不適正な表示となります。証明書は使用する前までに入手し、必ず内容を確認してください。

(GM-45) 分別生産流通管理証明書は、電子媒体で取り扱ってもよいですか。

(答)

分別生産流通管理証明書は紙面での発行や保存が基本ですが、改ざん等のおそれがない電子媒体による発行や保存も可能です。

なお、紙面同様、発行者及び受け取った者が双方で2年以上保存してください。

(GM-46) 港湾サイロの日本国内流通段階において、輸入業者が保税倉庫

1～5 (略)

- ※1 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。  
(大豆及びとうもろこし並びにばれいしょ)
- ・財団法人食品産業センター  
<http://www.shokusan.or.jp/>
  - ・消費者庁  
<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>
  - ・農林水産省  
<http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html>

- ※2 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。  
(パパイヤ)
- ・消費者庁  
<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>
  - ・農林水産省  
<http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html>

(GM-41) ～ (GM-43) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

や港湾サイロでの保管を倉庫業者に委託している場合、保管時の分別生産流通管理を行った旨の証明は、輸入業者が行うのでしょうか。

(答)

輸入業者が委託している保税倉庫や港湾サイロでの保管についても、分別生産流通管理が行われていることを証明する必要があります。この段階の証明については、例えば、委託を受けている倉庫業者が証明書を発行する、倉庫業者から作業報告書等で分別生産流通管理を行った旨の報告を受けた輸入業者が証明書を発行するなどの方法が考えられます。

(GM-47) ～ (GM-50) (略)

(GM-51) 高リシンとうもろこしの表示対象と表示例を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 具体的な表示例は、(GM-50) を参照してください。

(GM-52) ステアリドン酸産生大豆の表示対象と表示例を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 具体的な表示例は、(GM-50) を参照してください。

(GM-53) ～ (GM-57) (略)

別添 原料原産地表示 (別表15の1～6)

(全般-1) ～ (全般-6) (略)

(全般-7) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。((加工-195) と同じ。)

(略)

(全般-8) ～ (問9-2) (略)

(問9-3) こんにゃく生芋とこんにゃく粉を両方使用して製造した場合、「製品の原材料に占める重量の割合」はどのように判断するのですか。

(答)

こんにゃく生芋とこんにゃく粉は別々の原材料として原材料名欄に表示されることから、それぞれの重量は合算せず、こんにゃく生芋とこんにゃく粉それぞれ

(GM-44) ～ (GM-47) (略)

(GM-48) 高リシンとうもろこしの表示対象と表示例を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 具体的な表示例は、(GM-47) を参照してください。

(GM-49) ステアリドン酸産生大豆の表示対象と表示例を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 具体的な表示例は、(GM-47) を参照してください。

(GM-50) ～ (GM-54) (略)

別添 原料原産地表示 (別表15の1～6)

(全般-1) ～

(全般-7) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。((加工-192) と同じ。)

(略)

(全般-8) ～ (問9-2) (略)

(問9-3) こんにゃく生芋とこんにゃく粉を両方使用して製造した場合、「製品の原材料に占める重量の割合」はどのように判断するのですか。

(答)

こんにゃく生芋とこんにゃく粉は別々の原材料として原材料名欄に表示されることから、それぞれの重量は合算せず、こんにゃく生芋とこんにゃく粉のうち製

で製品に占める重量の割合が50%以上になるかを判断してください。

また、重量の比較を行う際には、原材料として使用した状態で比較を行うのではなく、同等の状態に換算した重量の比較を行ってください。

(問9-4)・(問9-5) (略)

(問9-6) こんにゃく生芋とこんにゃく粉を両方使用して製造した場合、原料原産地表示はどのように行えばよいですか。

(答)

こんにゃく生芋とこんにゃく粉のうち製品に占める重量の割合が50%以上である原材料が原産地表示の対象となります。

この場合、製品に占める重量の割合が50%未満であり原料原産地表示が義務付けられていないこんにゃく生芋又はこんにゃく粉についても、こんにゃくの主たる原材料であることには変わらないことから、原産地を表示することが望ましいです。

【例1】製品に占める重量の割合が50%未満のこんにゃく粉の原料原産地表示を、こんにゃくいもまでさかのぼって表示した例

名 称 こんにゃく

原材料名 こんにゃくいも（国産）、こんにゃく粉（こんにゃくいも（ミャンマー産））

【例2】製品に占める重量の割合が50%未満のこんにゃく粉の原料であるこんにゃく生芋の産地とこんにゃく粉の製造地が同一の場合の表示例  
((問9-2)のとおりこんにゃくいもの産地とこんにゃく粉の製造地が同一の場合は、「こんにゃく粉（〇〇産）」のように表示することも可能です。)

名 称 こんにゃく

原材料名 こんにゃくいも（国産）、こんにゃく粉（ミャンマー産）

(問10-1)～(表示方法-10) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1)～(原原-42) (略)

(原原-43) 輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。

(答)

品に占める重量の割合が50%以上である原材料について原産地表示を行ってください。

また、重量の比較を行う際には、原材料として使用した状態で比較を行うのではなく、同等の状態に換算した重量の比較を行ってください。

(問9-4)・(問9-5) (略)

(新設)

(問10-1)～(表示方法-10) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1)～(原原-42) (略)

(原原-43) 輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。

(答)

1・2 (略)

3 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とは、製品として輸入品であることを示す「原産国名」表示での考え方と同様です。(食品表示基準Q&A加工-[155](#)、[156](#)参照)

4 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず「国内製造」とならない主な具体例は、以下のとおりです。

| 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず「国内製造」とならない主な具体例 |                                                   |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| (略)                                            | (略)                                               |
| 混合                                             | 同じ種類の食品を混合するなど<br>例： <a href="#">グラニュー糖</a> を混合する |
| (略)                                            | (略)                                               |

(原原－44)～(原原－50) (略)

(原原－51) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

1～4 (略)

5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。(食品表示基準Q&A加工-[155](#)、[156](#)参照)

(原原－52)～(原原－67) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示

(弁当1)～(弁当7) (略)

(弁当－8) 弁当の原材料表示を商品の裏面に表示してもよいのですか。

(答)

1 弁当は、ひっくり返して表示を確認することが困難な商品であるため、原材料名の別途表示(加工-[245](#))、「おかず」表示(弁当－3)等を活用し、義務表示事項については、基本的には商品の表面や側面等の見やすい箇所に表示することが必要です。

1・2 (略)

3 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とは、製品として輸入品であることを示す「原産国名」表示での考え方と同様です。(食品表示基準Q&A加工-[154](#)、[155](#)参照)

4 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず「国内製造」とならない主な具体例は、以下のとおりです。

| 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず「国内製造」とならない主な具体例 |                                               |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| (略)                                            | (略)                                           |
| 混合                                             | 同じ種類の食品を混合するなど<br>例： <a href="#">紅茶</a> を混合する |
| (略)                                            | (略)                                           |

(原原－44)～(原原－50) (略)

(原原－51) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

1～4 (略)

5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。(食品表示基準Q&A加工-[154](#)、[155](#)参照)

(原原－52)～(原原－67) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示

(弁当1)～(弁当7) (略)

(弁当－8) 弁当の原材料表示を商品の裏面に表示してもよいのですか。

(答)

1 弁当は、ひっくり返して表示を確認することが困難な商品であるため、原材料名の別途表示(加工-[242](#))、「おかず」表示(弁当－3)等を活用し、義務表示事項については、基本的には商品の表面や側面等の見やすい箇所に表示することが必要です。

2 これらによっても、内容物が隠れてしまうため必要な表示事項をどうしても表面や側面等に表示できない場合に限っては、(加工－[267](#))の例外として、原材料名を裏面に表示することもやむを得ないものとします。

3 (略)

(弁当－9)～(弁当－22) (略)

別添 生食用牛肉に関する事項～別添 玄米及び精米に関する事項 (略)

2 これらによっても、内容物が隠れてしまうため必要な表示事項をどうしても表面や側面等に表示できない場合に限っては、(加工－[264](#))の例外として、原材料名を裏面に表示することもやむを得ないものとします。

3 (略)

(弁当－9)～(弁当－22) (略)

別添 生食用牛肉に関する事項～別添 玄米及び精米に関する事項 (略)